

3月 祝日のごみ収集について

内 3月21日(月)春分の日が収集日に当たっている地区の可燃ごみ、資源物・プラスチック製容器包装は収集します。

問 ごみ減量推進課 ☎525―3744

3月 空き家の無料相談会 無料

時 3月27日(日)午前10時～午後1時
場 コラッセふくしま 内 相続・登記、売買・賃借、解体・リフォーム、除草、資金などの無料相談※Zoomでのオンライン相談も可。 講 法務、不動産、建築、金融、行政などの専門家は建物写真、登記簿など 定 7組14人(先着順) 持 お持ちの方は建物の写真、登記簿など 申 電話で

問 住宅政策課 ☎573―2751

3月 すこやかテレホン相談室を休止します

内 3月31日(木)をもって、青少年や保護者の悩み・困りごとの電話相談「すこやかテレホン相談室」を休止します。各種相談については厚生労働省ホームページに掲載の電話相談窓口などをご利用ください。

問 こども政策課 ☎535―1137

ユースプレイス inふくしま 無料

内 コミュニケーションや対人関

国・県などからのお知らせ

県特定最低賃金

内 下記の業種で働く方に適用されます(金額は時間額)。
○自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く) 894円(令和3年12月24日発効)
○輸送用機械器具製造業 890円(令和4年1月13日発効)
○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業 889円(令和4年1月13日発効)
○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 856円(令和4年1月13日発効)
○非鉄金属製造業 886円(令和4年1月13日発効)
※上記の業種であっても、福島県最低賃金(800円)が適用される

係・就学・就労に不安を抱えている若者を対象に、若者同士の交流会やボランティア活動・地域行事への参加などのプログラムを提供しています。※参加にあたり面談・登録が必要です。
対 おおむね15歳～45歳
申 電話で
問 登録について/ビーンズふくしま(月々金曜日午前10時～午後5時) ☎563―6255

有毒植物の食中毒にご注意ください

内 有毒植物による食中毒のなかには、命に関わるものもあります。食用と確実に判別できない植物は、絶対に採らない、食べない、売らない、人にあげないようにしましょう。万が一、野草を食べて体調が悪くなったならすぐに医療機関を受診してください。山菜狩りの前には、採取地域の出荷制限などの情報も確認しましょう。県内の詳しい情報は県ホームページでご確認ください。

問 保健所衛生課 ☎597―6358



る場合があります。詳しくはお問い合わせください。
問 福島労働局賃金室 ☎536―4604

募集 自衛官採用案内

採用種目/自衛隊幹部候補生
①一般 ②歯科・薬剤科
応募資格/①大卒程度試験・22歳以上26歳未満の方、20歳以上22歳未満で大卒(見込み含む)の方、修士課程修了者など(見込み含む)で28歳未満の方 ②院卒者試験・20歳以上28歳未満で修士課程修了者など(見込み含む) ③歯科・薬剤科・専門の大卒(見込み含む)で20歳以上30歳未満の方(薬剤科は20歳以上28歳未満の方)
受付期間/第1回…3月1日、4月14日、第2回…3月1日、6月16日

制度について/こども政策課 ☎535―1137



震災後、新たに水稲・大豆を作付けするほ場のカリ肥料散布について

内 「震災後作付けしていないほ場」で令和4年から作付けを再開する場合は、土壌中のカリ含

自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務化されます

内 「県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が、令和3年10月12日に施行されました。本条例により、令和4年4月1日から自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務化されます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

問 生活課 ☎525―3787



青少年健全育成視聴覚教材(DVD)の貸出しを行っています 無料

内 スマホなどの通信機器の安全な使い方や情報モラルについて学ぶDVDの貸し出しを行っています。申請方法や教材リストは市ホームページをご覧ください。

場 問 青少年センター ☎535―7310



問 自衛隊福島募集案内所 ☎545―7995



税 自動車の登録(移転・変更・抹消)はお済みですか

内 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在で、車検証に記載されている「所有者」または「使用者」に課税されます。「所有していない自動車の納税通知書が届いた」「納税通知書が届かない」などのトラブルを避けるため、自動車を譲渡、廃車、または所有者、使用者が転居したときは、3月31日(木)までに最寄りの運輸支局などで手続きを済ませましょう。

問 登録手続きについて/東北運輸局福島運輸支局 ☎050―5540―2015
自動車税に関することについて/県北地方振興局 県税部 ☎521―2702

有量が低い恐れがあります。放射性物質吸収抑制対策としてカリ肥料散布が必要となる場合がありますので、次の手続きをお願いします。

水稲/令和3年に作付けされた方などに「震災後新たに作付けするほ場」の作付け意向調査を本年2月に送付しました。通知が届いていない場合はご連絡ください。

国保・年金

後期高齢者医療の被保険者で一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が変わります

内 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある後期高齢者医療被保険者の方は、窓口負担割合3割の方を除き窓口負担割合が2割になります。対象は、課税所得が28万円以上かつ単身世帯では年間収入が200万円以上の方、複数世帯では年間収入が320万円以上の方が属する世帯の方になります。窓口負担が2割となる方には、3年間負担を抑える配慮措置があります。

問 県後期高齢者医療広域連合 ☎528―9025
国保年金課 ☎525―3724

スマホトラブルに要注意！

3月は初めてスマートフォンや携帯電話を持った若年者のトラブルが多発する時期です。トラブルに巻き込まれたり、対処法が分からない場合は、すぐに消費生活センターまでご相談ください。

①高額請求

通信量が増えると高額な料金が発生する場合があります。契約しているサービス内容や料金プランを確認しましょう。

②架空請求

身に覚えのない利用料の請求メールが届いたり、サイト閲覧中に突然請求が表示される場合があります。心当たりがなければ無視しましょう。

③無料ゲーム

「無料」と思っていたオンラインゲームで遊んでいる間に、気付かずに有料アイテムを購入してしまったため、高額な請求を受けるトラブルが発生しています。内容をよく確認して利用しましょう。

④有害サイト

出会い系サイトだけでなく、SNSやゲームサイトなどでも子どもが被害を受けるケースが増えています。フィルタリングサービスを利用し、危険なサイトは閲覧しないようにしましょう。

⑤中傷・炎上

節度とマナーを守り、SNSなどで倫理に反することや、相手を傷つけるような書き込みをしてはいけません。

困ったときは相談しよう！消費者ホットライン188(最寄りの消費生活センターなどの相談窓口にあります)

問 消費生活センター ☎522-5999

使用済みの注射器や注射針はごみ集積所には出せません！

在宅療養による医療廃棄物のうち、使用済みの注射器や注射針は、市で処分できないので、ごみ集積所には出せません。

ごみや資源物に混入した場合、収集運搬や選別作業の際に、針が刺さるなど事故の原因にもなり危険です。廃棄する場合は、医療機関・薬局への返却をお願いします。



▲資源物に混入していた注射針

問 ぐみ減量推進課 ☎525-3744